景観市民運動の論理

東京大学大学院 新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻 清水 亮

住民運動の争点としての「景観」

「景観」: 風景。景色。特に、すばらしいながめ。 landshaft,landscapeの訳語

- 開発・建築 → 景観の変化
 - □眺望問題、「高さ」問題、「まちなみ」の破壊
 - □日照被害・風害・電波障害・・・
 - □ インフラ問題(道路・学校・商業施設・・・)
 - □ コミュニティ破壊

住民運動

〈開発の論理〉 〈建築の論理〉

〈行政の論理〉

対立→紛争

- ■住民運動とは
 - □ 異議申し立てや要求の運動 「言い分」=〈住民の論理〉
 - □ 多大な労力・・・決して単なる「変わり者」ではない
 - □ 既成制度・秩序と現実社会との間で起こる社会問題 社会の矛盾の現れ=〈隙間〉

景観市民運動全国ネット

- 設立 2005年12月
- 中心メンバー
 - 運動家・コンサルタント(都市計画)
 - □ 研究者はアドバイザー的存在
- ■活動内容
 - □ 定例会(情報交換)
 - □勉強会
 - □個別運動支援



景観市民運動全国ネット

- ■特徴
 - □ 国立マンション訴訟の運動経験者が中心
 - □経験の伝授

「悔しさ」「無念」→他地域でのリベンジ

- ⇒経験の履歴化
- □「全国」のはずだったがやがて関東地区に活動が集中
- □ 制度(法)の改正へ向けた組織的活動の鈍さ
- □ 一つ一つの事例(個別相談)を丁寧に扱う



石原一子,2007, 『景観にかける:国立マンション 訴訟を闘って』,新評論

国立マンション訴訟

国立マンション訴訟

1999.1.1. 国立市景観形成条例施行

7.24. 明和地所土地壳買契約(東京海上-明和地所)

9.22. 建設見直しの陳情を採択(国立市議会)

2000.1.5. 建築確認済証交付・即日着工

1.31. 地区計画の建築条例化(国立市)

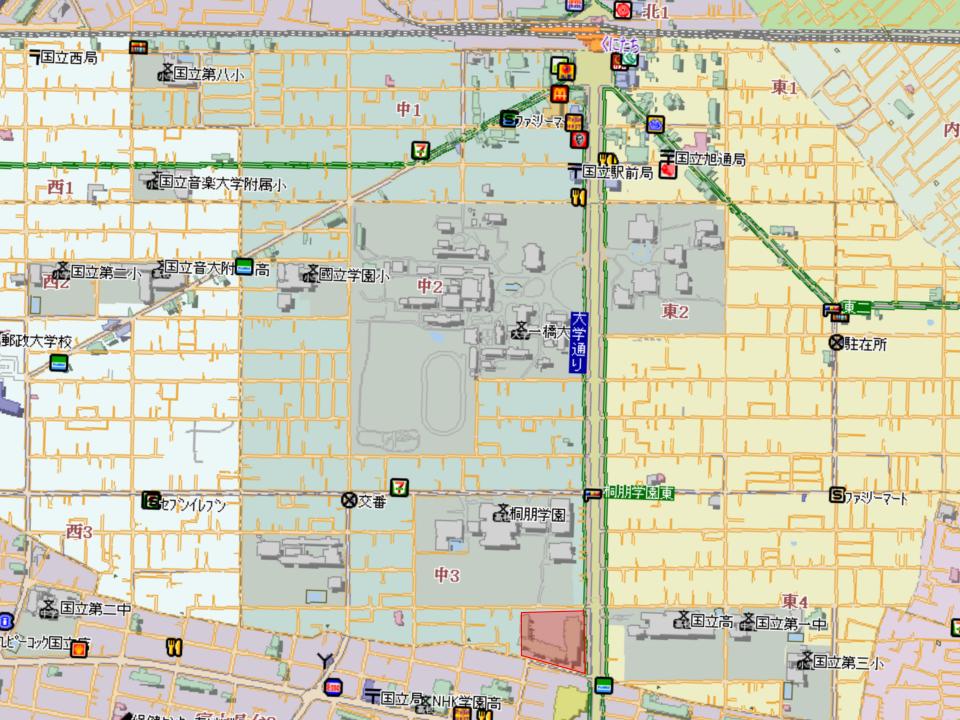
2.24. 地区計画・建築条令無効確認の提訴(明和)

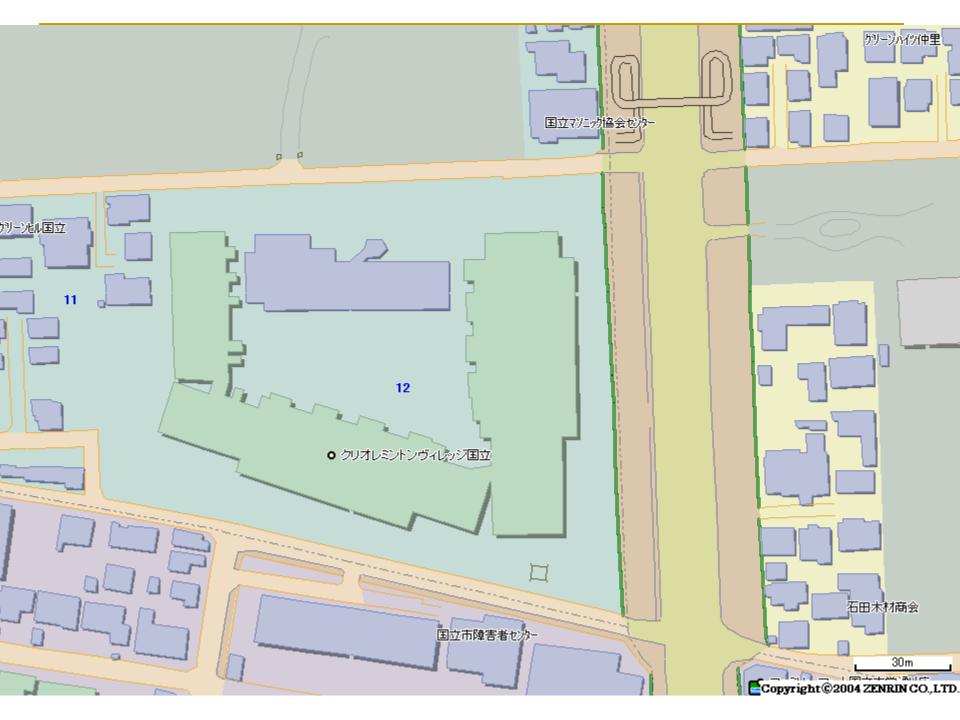
2001.3.29. 20m超えの撤去等を求めた提訴(住民)

2002.12.18. - 審判決において住民勝訴

2004.10.27. 二審判決において住民の逆転敗訴

2006.3.30. 最高裁判決で住民敗訴





クリオレミントンヴィレッジ国立

- 総戸数 353戸
- 2001年12月竣工
- 地下1階・地上14階建
- 第二種中高層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、第一種高度地区、準防火地域
- 売主:明和地所株式会社
- ■特記事項:「当マンションはいわゆる既存不適格建築物のため、将来の建て替え時において20mを超える高さの建築物は再建築できません。」















1審判決(住民勝訴)

国立市マンション訴訟2002年12月判決

地権者らは、土地所有権から派生するものとして、 景観を自ら維持する義務を負うとともにその維持を 相互に求める利益(景観利益)を有するに至った

…(中略)…

高さ20mを超える部分を撤去しない限り、地権者らの景観利益に対して侵害が継続することになる。

景観の権利性

一審

長期にわたる自己規制、社会通 念上も良好な景観と認められ、地 権者の所有する土地に付加価値 を生み出した場合には、土地所 有権から派生するものとして景観 利益を有するに至ったと解し、こ れは法的保護に値する。

二審

個々の地域住民が、私法上の個別具体的な権利・利益として良好な景観を享受するものと解することはできない。良好な景観の形成は、行政が主体となり整備されるべきである。

ン(高さ約4点)

最高裁初 利益は保護 判断

は、 摘。 る道を開いた。 住民が裁判で回復を求め ベースに地域住民には 的な価値がある」と指 を構成する場合には客観 境を形作り、豊かな生活 いて「歴史的、文化的環 侵害されたと言うために 「景観利益」があると認 第一小法廷は景観につ 一方で、利益が違法に 景観被害をめぐって 憲法の幸福追求権を 「侵害行為が法令や

る条例はなく、

建物自体

に法令違反もないため、

容積と高さを除けば、

当時、高さなどを規制す

る」と判断。だが市には

などから「景観利益があ

路樹と建物の高さの調和

は、整備された経緯や街

「大学通り」について

臣民の上告は棄却

調和を乱すような点はな

階以上)の撤去を命じた が、二審で覆された。 として、通りに面した棟 の景観利益を侵害する」 害はないと結論づけた。 の20
好を超える部分(7 東京地裁判決が「地権者 い」として、景観利益の侵 この訴訟では、 一番

としての相当性を欠く程

度のものでなければなら

社会的に認められた行為

利の乱用に当たるなど、

公序良俗に反したり、権

民側の上告を棄却。住民側の敗訴が確定した。 今回の場合は「利益への違法な侵害はない」として、住 的保護に値する」とする初めての判断を示した。だが、 日、あった。最高裁第一小法廷(甲斐中辰夫裁判長 に、上層部の撤去などを求めた訴訟の上告審判決が30 れた」と建築主の「明和地所」 国立マンション訴訟 東京都国立市の「大学通り」沿いの14階建てマンショ 「良好な景観の恩恵を受ける利益(景観利益)は法 をめぐり、地元の住民が「景観が壊さ 高いハードルを設けた。 ない」と、被害救済には (渋谷区)などを相手

は、

新聞2006年3月31日 朝刊 \Box

「景観」の規範化

- ■「国立」以降、「景観利益」の存在が認められる 判決が増加
 - □ 京都洛西ニュータウン(2005)、ときわ台(2006)、玉川 学園(2007)、石垣島吉原マンション景観訴訟 (2009)
 - □ ただし、保護の対象になるケースは少ない
- 景観法(2004)の制定
- 鞆の浦訴訟(2009)による開発差し止め判決
- 葛城市ごみ焼却施設建設訴訟(2014)
 - □ 自然公園法を根拠とした景観利益と原告適格

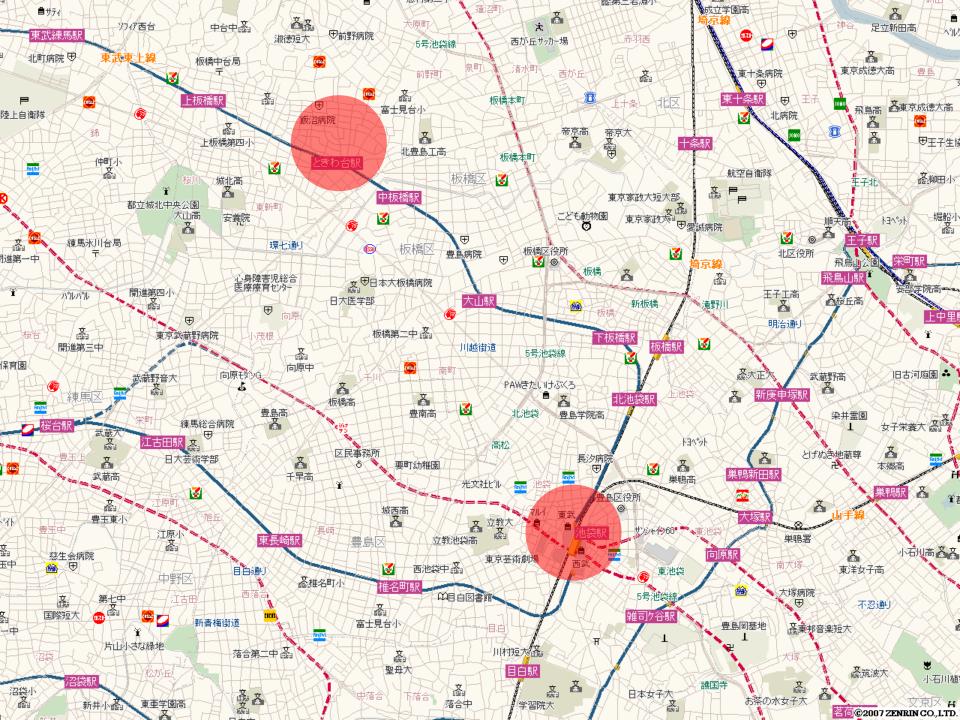
国立マンション訴訟の論点

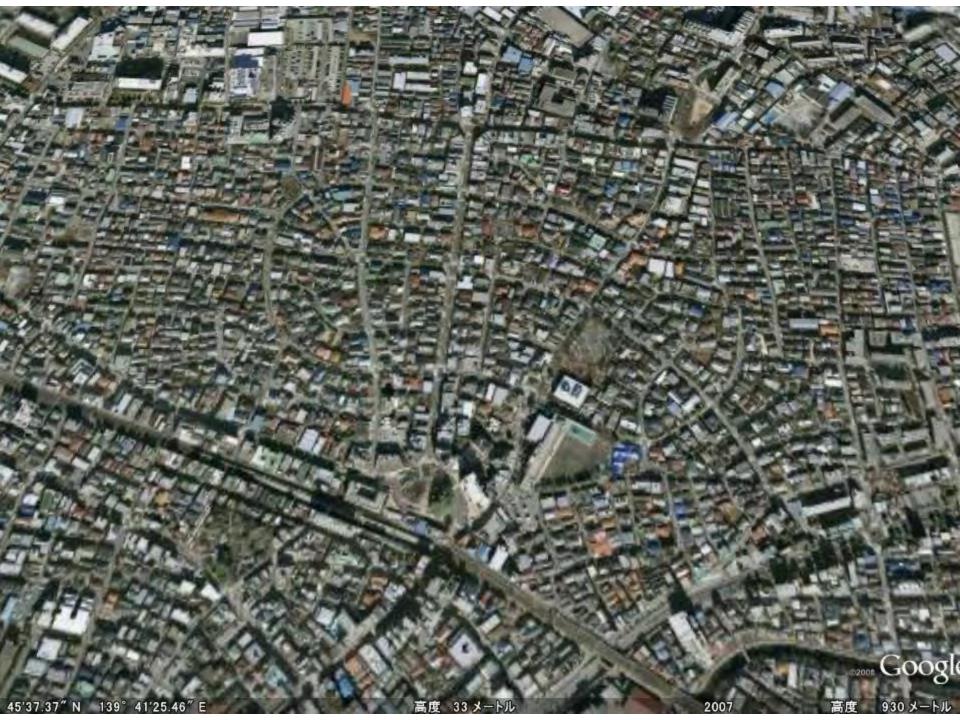
- ■「景観利益」の創出
 - □ 景観法への足がかり
- ■運動の連鎖性
 - □裁判の負け方
 - □ 全国からの支援 → 景観市民ネットへ

ときわ台の景観まちづくり

ときわ台

- 板橋区常盤台1丁目、2丁目
- ■昭和初期の開発
- ■曲線状の街路、クルドサック
- ■「板橋区の田園調布」

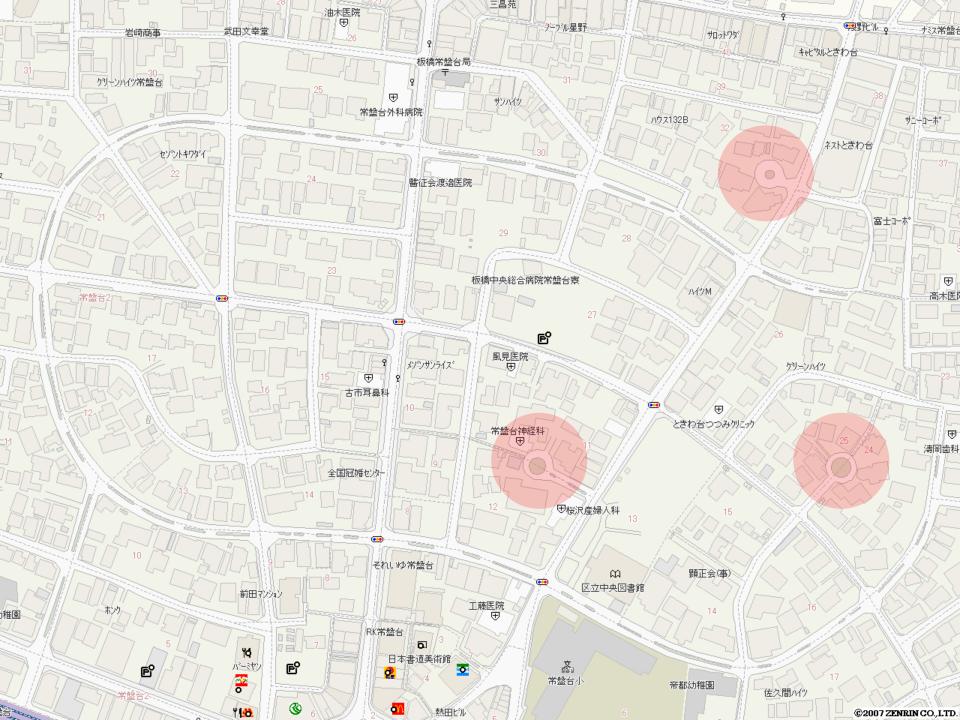






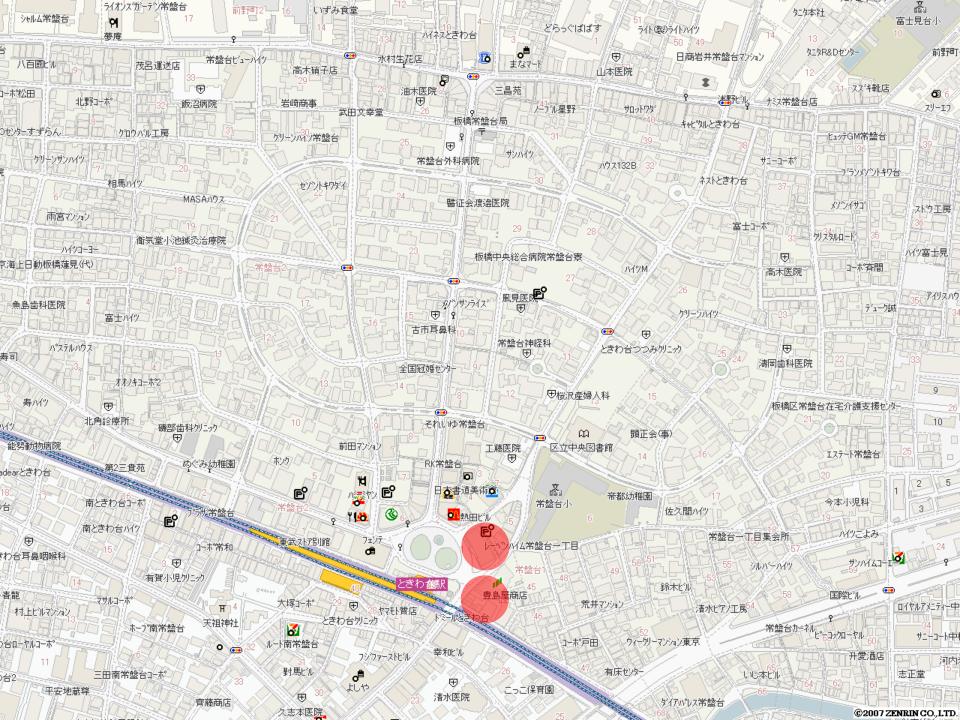


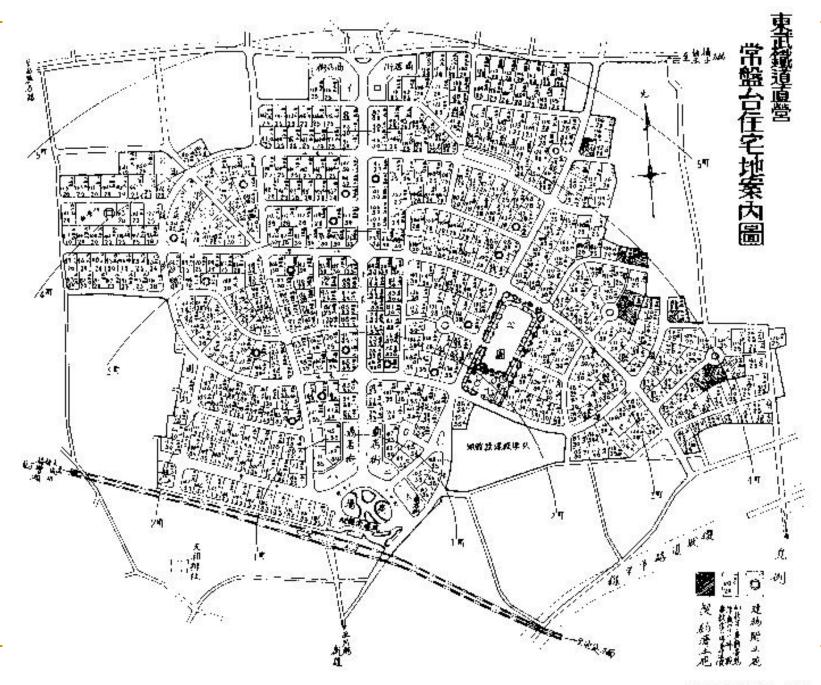












昭和11年案内図

ときわ台~タカラレーベンマンション問題

- 2002.12 銀行合併に伴う店舗売却地に高層マンション計画
- 2003.01 住民組織「ときわ台まちづくり委員会」発足
- 2003.02 建築計画掲示→「駅前高層マンション建設絶対反対」ののぼり旗
- 2003.03 建築確認申請
- 2003.05 5700余筆の署名(板橋区へ)
- 2003.06 着工
- 2003.07 東京地裁に工事差止め仮処分申請(→2004.02 申請却下)
- 2004.07 7階以上の撤去を求める民事裁判(申立人126名)
- 2005.11 タカラレーベン、住民に1億円損害賠償を求める提訴
- 2006.09 一審敗訴(景観利益は認定、損害賠償棄却)→控訴
- 2007.03 二審敗訴(駅前の景観は認めがたい)→上告
- 2007.09 最高裁上告棄却(商業地域にも及ぶ景観利益は認定)



ときわ台~藤和マンション問題

2006 計画発覚

2007.02-04 住民説明会(計7回)

2007.05 開発許可(板橋区)

2007.07 東京都開発審査会に審査請求(→2007.12請求棄却)

2007.09 建築確認認可

2007.11 建築審査会に審査請求(→2008.07請求棄却)

2008.12 建築確認処分取り消しの行政訴訟

2011.02 地裁判決住民敗訴(→控訴)

2011.11 高裁判決住民敗訴(→上告せず確定)

ときわ台~景観ガイドライン

- 2004.03「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく街並み景観 重点地区指定(常盤台一・二丁目)
- 2004.07 住民組織「ときわ台しゃれ街準備協議会」設立
 - →「街並みデザイナー」の派遣、「ときわ台景観ガイドライン」策定へ
- 2006.09~「ときわ台景観ガイドライン」案に対する地権者の賛否確定作業
- 2007.06 NPO法人「ときわ台しゃれ街協議会」発足
- 2007.10 協議会を「まちづくり団体」認定(東京都)
- 2007.11 「ときわ台景観ガイドライン」の承認(東京都)

ときわ台~景観ガイドライン

- ■地域のルールとして制定
- 地権者の2/3の合意が必要
- 景観作りの目標、建物の形態やデザイン、緑化の基準などを規定
- 敷地分割・建築物解体・業務用駐車場の開設・ 建築確認が必要な場合 → 事前協議

①建築物の高さの基準

住宅地の環境保全や商業地における良好な街並みの形成を図るため、各地域の 特性を踏まえた建築物の高さにしましょう。

	商業地域	建築物の高さは地盤面から 20m以下の高さもしくは 地上 6 階建てまでを目安にしましょう。
	近隣商業地域	建築物の高さは地盤面から 15m以下の高さもしくは 地上 5 階建てまでを目安にしましょう。
	第一種中高層住 居専用地域	建築物の高さは地上 3 階建てまでを目安にしましょう。
	第一種低層住居 専用地域	建築物の高さは地上 2 階建てまでを目安にしましょう。

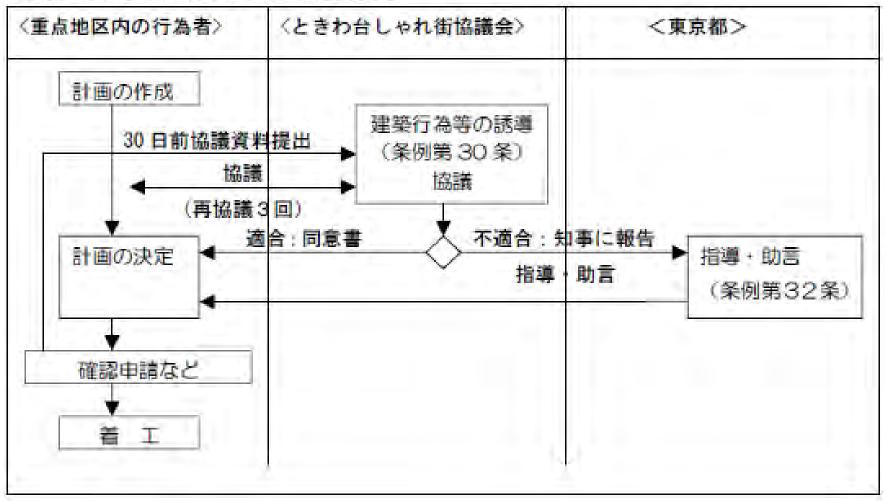
②屋上看板

景観の調和を乱さないよう、商業地域や近隣商業地域であってもビルの 屋上看板はやめましょう。

③風俗店の出店

商業地域にあっても、新たな風俗店の出店はやめましょう。

くときわ台しゃれ街協議会との協議手続き>



ときわ台~板橋区景観条例:景観重点形成地区

- 2014年に景観重点形成地区に追加
- 景観法に則った規定
- 強制力は強くはない
- 景観作りの目標、建物の高さ、色、最低敷地面積などをコントロール
- ■区(景観行政団体)による業者との事前協議

ときわ台の景観まちづくりの論点

■ 国立マンション訴訟からの影響

■ 運動・活動の継続による積み上げ

小石川植物園 周辺道路拡幅問題

小石川植物園

- 東京大学大学院理学系研究科附属植物園
- 貞享元年(1684)小石川御薬園
 - →明治10年(1877)東京大学へ移管
- 面積:161,588m²
- 日本の近代的植物学発祥の地であるとともに東アジアの植物研究の世界的センター
- ■国の史跡及び名勝に指定



小石川植物園



小石川植物園周辺道路拡幅問題

- 2003頃 万年塀の強度問題等が話題に
- 2008 1mセットバックと塀改修の打診(文京区→東大)
- 2009.12 文京区長と東大総長で基本協定締結
- 2011.07 塀のデザインコンペ
- 2014.07 文京区への監査請求→却下
- 2014.11 L字型基礎変更の働きかけ
- 2014 文京区を相手に守る会の提訴
- 2015 L字型からI字型への基礎形状変更
- 2015 地裁敗訴→控訴→2016高裁敗訴(行政裁量権)

小石川植物園周辺道路拡幅

●小石川植物園周辺道路基本計画(案)に関する住民説明会 資料



「小石川植物園を守る会」の運動

- 文京区コミュニティゾーン協議会での情報収集と 意見表明
- 植物園長訪問・東大施設課訪問・東大キャンパス計画室長訪問・文京区道路課訪問
- 署名活動(3200筆)
- L字型基礎問題に関する情報収集(専門家・国 交省)
- 区議への働きかけ
- 文京区を相手に訴訟











小石川植物園問題の論点

■植物園の存在意義とその歴史

■ 所有者の権利と義務

その他の取扱事例

■小平道路建設を巡る住民投票

□ 國分功一郎,2013,『来るべき民主主義 小平市都道328号 線と近代政治哲学の諸問題』,幻冬舎(新書)

■関さんの森

- 関啓子,2020,『「関さんの森」の奇跡:市民が育む里山が地球を救う』,新評論
- 鶯谷マンション訴訟
 - □ 竹居治彦,2020,『再開発は誰のために?:欺瞞と浮利で固められたマンション「ラ・トゥール代官山』,新評論

まとめ

- ■制度(法)と現実の〈隙間〉に社会問題が発生
 - ⇒問題解決の過程において新たな秩序形成の芽

■「景観」をめぐる秩序形成(「権利」の生成過程)

「景観」とは

- 風景。景色。特に、すばらしいながめ。視覚的な美しさ・・・・「美しさ」の基準問題
- その土地、風景への住民の関係性 思い入れ・記憶 土地への具体的な働きかけ(自主的な制限等) 「まちづくり」の厚み・履歴化

景観=人と土地・自然・建物などとの関係性 の視覚的現れ